

学校法人東北工業大学役員に対する退職慰労金支給規程

(趣旨)

第1条 学校法人東北工業大学（以下「法人」という。）に常勤する役員（一般職俸給表適用者を除く。以下「役員」という。）及び非常勤役員（理事・監事）に対する退職慰労金の支給については、他に別段の定めがある場合を除き、この規程の定めるところにより取扱う。

(支給割合)

第2条 役員及び非常勤役員（理事・監事）に対する退職慰労金は、次の区分により計算して支給する。ただし、在任期間が1年未満の場合は適用しない。

- (1) 常勤する役員 在任1年につき 1.32月
- (2) 非常勤役員 在任1年につき 5万円

(在任期間の計算)

第3条 役員となった日の属する月から退任した日の属する月までの月数により計算し、在任期間が1年を超えて1年未満の端数月のある場合は、1月未満は切り捨て、1月以上6月末満は0.5年、6月以上は1年とみなす。

(特別報労金の支給)

第4条 在任10年を超えて退任し、在任中に功労顕著である等、特に報労する必要があると認められるときは、評議員会の意見を聴いた上で理事会の議を経て、退職慰労金とは別に退職慰労金の5%から10%の範囲内の額を、特別報労金として支給することができる。

(退職慰労金の減額)

第5条 役員として職務遂行が著しく不適切であったと認められるとき、又は長期にわたる欠務があったとき等、退職慰労金を減額することが必要と認められるときは、理事会に諮り、支給すべき退職慰労金を減額することができる。

(役員・職員間の移行措置)

第6条 学校法人東北工業大学退職手当支給規程により退職手当を支給すべき職員（以下「職員」という。）から引続き役員となったときは、職員としての在職期間に係る退職手当の支給は停止し、その者が役員を退任したときに支給する退職慰労金と合わせて支給する。この場合の退職手当計算の基礎となる俸給月額は、その者が役員となった日の前日に受けている一般職俸給表の等級号俸の役員退任時における額とする。

2 役員から引続いて職員となったとき又は職員から役員となり引続いて再び職員となったときの役員としての在任期間に係る退職慰労金の取扱いについても、前項に準ずる。ただし、この場合の職員期間の計算に当たっては、役員としての在任期間を除き職員の在職期間は継続したものとして取扱う。

(死亡退職の場合の遺族の範囲及び順位)

第7条 死亡による退職のため、退職慰労金を支給する場合の遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（事実上婚姻関係と同様にある者を含む）
- (2) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で、役員が死亡したとき主としてその収入によって生計を維持していた者
- (3) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で前号に該当しない者

2 前項に掲げる者が退職慰労金の支給を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第3号に掲げる者のうちにあっては、同号に掲げる順位による。この場合に置いて、父母については養父母を先に実父母を後にする。祖父母については、養父母の父母を先に実父母の父母を後に、父母の養父母を先に父母の実父母を後にする。

3 退職慰労金の支給を受けるべき者が同順位で2人以上いる場合には、その人数により等分して支給する。

(公表)

第8条 法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準とし

て公表する。

(運用)

第9条 この規程に定めのない事項については、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議を経て決定する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議を経て行う。

附 則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

2 役員に対する退職慰労金の支給について（昭和60年3月30日理事長決裁）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から改正施行する。

ただし、改正施行日以前の在任期間に係る支給額は、従前の例による。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から改正施行する。